教育友好使節団交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育友好使節団派遣実行委員会(以下「実行委員会」という。) が実施する西安市派遣事業に対し、予算の範囲内で必要な経費を交付する(以下「交付金」という。) ことにより、西安市に各小・中・高等学校の代表生徒を派遣し、将来国際社会で活躍する人材を育成することを目的とする。

(交付経費対象)

第2条 この交付金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費(消耗品費、食糧費、医薬材料費及び印刷製本費に限る。)
- (4) 役務費(通信運搬費、手数料及び保険料に限る。)
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) その他市長が事業の実施に必要と認める経費

(交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする実行委員会の委員長(以下「実行委員長」という。)は、教育友好使節団派遣交付金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(実施計画)
- (2) 予算書
- (3) 実行委員会の要項
- (4) 実行委員会名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を教育友好使節団派遣交付金交付可否決定通知書(第2号様式)により実行委員長に通知するものとする。

(事業計画の変更等の申請)

第5条 前条の規定による交付決定を受けた実行委員長は、交付金に係る事業(以下「交付事業」という。)の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又は中止しようとするとき、若しくは廃止しようとするときは、教育友好使節団派遣交付金交付事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)により、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、教育友好使節団派遣交付金交付事業計画変更(中止・廃止) 承認通知書(第4号様式)により実行委員長に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 実行委員長は、教育友好使節団が終了したときには、その完了した日から起算して30日以内又は交付金の交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれ

か早い日までに、教育友好使節団派遣交付金実績報告書(第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 交付事業報告書
- (2) 決算書
- (3) 交付事業の成果
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、その報告に係る交付事業の成果が、交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、その内容が適正と認めるときは、交付金の額を確定し、教育友好使節団派遣交付金確定通知書(第6号様式)により実行委員長に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付金の額を確定した場合において、既に交付した 交付金の額が確定した額を超えているときは、別に期限を定めてその差額を返還させなければならない。

(交付の時期等)

第8条 交付金は、前条の規定により確定した額を、教育友好使節団が完了した後に交付する。ただし、市長が必要があると認めたときは、完了前に交付することができる。

2 実行委員長は、前項の規定により交付金の交付を受けようとするときには、教育友好使節団派遣交付金交付請求書(第7号様式)により市長に請求しなければならない。

(交付金決定の取消し等)

- 第9条 市長は、交付金を交付する旨の決定を受け、又は交付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときには、交付金を交付する旨の決定を取り消し、 又は既に交付した交付金の全部又は一部に相当する額を返還させるものとする。
 - (1) 偽りその他不正の手段により交付金を交付する旨の決定を受け、又は交付金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付金を交付事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) この要綱又は交付金の交付決定に付した条件に違反したとき。 (関係書類の整理等)
- 第10条 実行委員長は、交付事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の交付に係る会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

令和 年 月 日

船橋市長あて

所在地 団体名 代表者

令和 年度 教育友好使節団派遣交付金交付申請書

令和 年度 教育友好使節団派遣交付金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 実行委員会の要項
- (4) 実行委員会名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

船橋市長即

令和 年度 教育友好使節団派遣交付金交付可否決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった令和 年度教育友好使節団派遣 交付金の交付について下記のとおりに決定したので通知します。

記

1	交付	\Box		Z
Τ.	-2 X $^{\circ}$ 1	٦,	9	へ)

- (1) 交付決定額 円
- (2) 交付条件
 - ① 交付事業以外の用途に使用しないこと。
 - ② 交付事業の内容又は経費の配分の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - ③ 交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - ④ 交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が 困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示 を受けること。
- 2 交付しない

理由

令和 年 6月 日

船橋市長あて

所在地 団体名 代表者

令和 年度 教育友好使節団派遣交付金交付事業計画変更(中止・廃止) 承認申請書

令和 年 月 日付で交付決定のあった教育友好使節団派遣に係る事業を(計画変更・中止・廃止)したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画変更・中止又は廃止年月日 令和 年 月 日
- 2 計画変更・中止又は廃止の理由
- 3 交付事業の変更(変更の場合)

変更前

変更後

第号令和年月

様

船橋市長即

令和 年度 教育友好使節団派遣交付金交付事業計画変更(中止·廃止) 承認通知書

令和 年 月 日付で申請のあった令和 年度教育友好使節団派遣 交付事業の計画変更(中止・廃止)について下記のとおり承認したので通知し ます。

		記		
1	既交付決定額		Р]
2	変更交付決定額		Р]
3	変更事項			
	変更前			
	変更後			

船橋市長あて

所在地 団体名 代表者

令和 年度 教育友好使節団派遣交付金実績報告書

令和 年 月 日付で交付決定のあった教育友好使節団派遣に係る事業の実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 交付事業報告書
- (2) 決算書
- (3) 交付事業の成果
- (4) その他

(第6号様式)

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

船橋市長

令和 年度 教育友好使節団派遣交付金確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあった教育友好使節団派遣交付金について、下記のとおり確定したので通知します。

	記	
交付確定額		円

なお、本確定に伴い、既に交付されている交付金が、交付確定額に満たない場合は、その差額を令和 年 月 日までに船橋市長に請求し、交付決定額を超えて既に交付金が交付されている場合は、その差額を令和 年 月 日までに船橋市長に返還してください。

船橋市長あて

所在地 団体名

代表者

印

令和 年度 教育友好使節団派遣交付金交付請求書 教育友好使節団派遣交付金を下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 <u>金</u> 円
- 2 交付確定額 <u>金</u> 円
- 3 既交付額 <u>金</u> 円 (月 日交付)
- 4 今回請求額 <u>金</u> 円
 - (1) 事業計画書
 - (2) 予算書
 - (3) 実行委員会の要項